

京都市告示第355号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、平成16年2月17日付けで認可した上黒田町内会について変更の届出があったため、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和6年9月2日

京都市長 松井 孝治

変更があった事項及びその内容

	変更前	変更後
主たる事務所の 所在地	京都市右京区京北上黒田町 森ノ本27番地	京都市右京区京北上黒田町 森本27番地

(文化市民局地域自治推進室)